12 御幸笛田町地区 地区計画





熊本都市計画御幸笛田町地区地区計画(熊本市決定)

都市計画御幸笛田町地区地区計画を次のように決定する。 平成25年1月8日 市告示第8号

名 称				御幸笛田町地区 地区計画					
位置				熊本市南区御幸笛田町の一部					
面積				約 0. 6 h a					
地区計画の目標				本地区は、周囲を良好な住宅地と農地で囲まれている。地区計画の 策定により、周辺環境と調和した、良好な低層住宅地の形成を図るこ とを目標とする。					
区 域 の	土地利用の方針			周辺居住環境と調和した良好な住環境を形成するため、一戸建を主体とした低層住宅地としての土地利用を図る。					
整 備 る 開	地区施設の整備の方針			都市計画法開発許可基準に基づき、道路、公園等を適正に配置し整 備する。					
る方針開発及び保全に関す	建築物等の整備方針			周辺住環境と自然環境との調和に配慮した住環境を形成・維持するために、建築物の用途、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物等の高さ、建築物等の形態又は意匠、かき又は柵の構造に関して適正な制限を加える。					
	地区施設の		道路	名	称	幅員	延長	適	用
				区画道路		6.0m	約 167m		
	配品	置及び規模	公園	名 称		面積	箇 所 数	適	用
地				公	園	約 0.02ha	1 箇所		
区	建	建築物の用途の制限			建築基準法別表第2(い)項一号、二号、四号及び十号に 掲げる建築物とする。				
整	築物	是来初v>是 固慎v) 放起固慎(c)			漬に対 8 0 パーセント以内とする。				
備	等に	を来物の産業面積の放地面積にM			40パーセント以内とする。(ただし、建築基準法及びこれに基づく条例による特例措置は適用しない。)				
計	関す	建築物の敷地面積の最低限度			限度 200平方メートル以上とする。				
画	る 壁面の位置の制限				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界及び 敷地境界までの距離は、1.0メートル以上であること。				
	項	建築物等の高さの最高制限			建築物の高さは、10.0メートル以下とする。				

	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周辺の環境及				
		び景観との調和を図ることができるものであること。				
		広告物及び看板類は、自己の用に供するもので次の要件を				
		満たすものであること。				
		(ア) 一辺(脚長を除く。)の長さが1.2メートル以下				
		であること。				
		(イ) 最大表示面積(表示面が2面以上のときはその合				
		計)が2平方メートル以内であること。				
		(ウ) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、				
		美観風致を損なわれないものであること。				
		天既瓜以と頂は4240ないものではのもこと。				
		イ. 道路に面する部分は生垣とし、門柱を除き、高さが1.				
		2メ-トル以下の部分についてはフェンスを併用して				
		もよい。ただし、高さが60cm以下の部分はこの限				
	かき又は柵の構造の制限	りでない。				
		ロ. 民有地相互間の境界部分は、できる限り生垣又は開放				
		性を著しく妨げない構造の垣若しくは柵であること、				
		ただし、化粧タイプの空洞ブロックを使用する場合、				
		空洞ブロックの高さは宅地高より40cm(2段積)				
		+メッシュフェンス80cm までとする。				
	- パサマ佐乳の配果は乳面図書まそのし					

「区域及び地区施設の配置は計画図書表示のとおり」